

委託業務の履行状況に対する評価制度について

松山市では、市発注委託業務での契約内容の適正な履行の確保を図ることを目的として、下記のとおり評価制度を設けましたので、お知らせいたします。

記

【対象となる委託業務】

市が締結した清掃・警備等の委託業務で平成 31 年度以降に履行する案件

【対象とならない委託業務】

建設工事に係る委託業務、指定管理業務等

【評価をする者】

事業担当課の監督員及び検査員（松山市契約規則第 62 条に規定する者）

【評価ポイント】

仕様書等に記載された事項が適切に履行されているか。

【評価方法】

監督員又は検査員は必要に応じて口頭指導を行い、是正されない場合は以下の文書を交付し、是正を求める。

是正通知書	口頭指導を行っても是正が図られない場合に交付する。
是正指示書	是正通知書の指摘事項に対する是正が図られない場合に交付する。

【評価区分】

判定	評価内容
適切	・ 指摘事項（注 1）がないもの ・ 口頭指導について、是正されたもの ・ 指摘事項について、「是正通知書」を交付したが、是正報告期限内に是正されたもの
不適切	・ 指摘事項について「是正指示書」を交付したもの

（注 1）「指摘事項」は「是正通知」「是正指示」によるもので、口頭指導は含まない。

【ペナルティ】

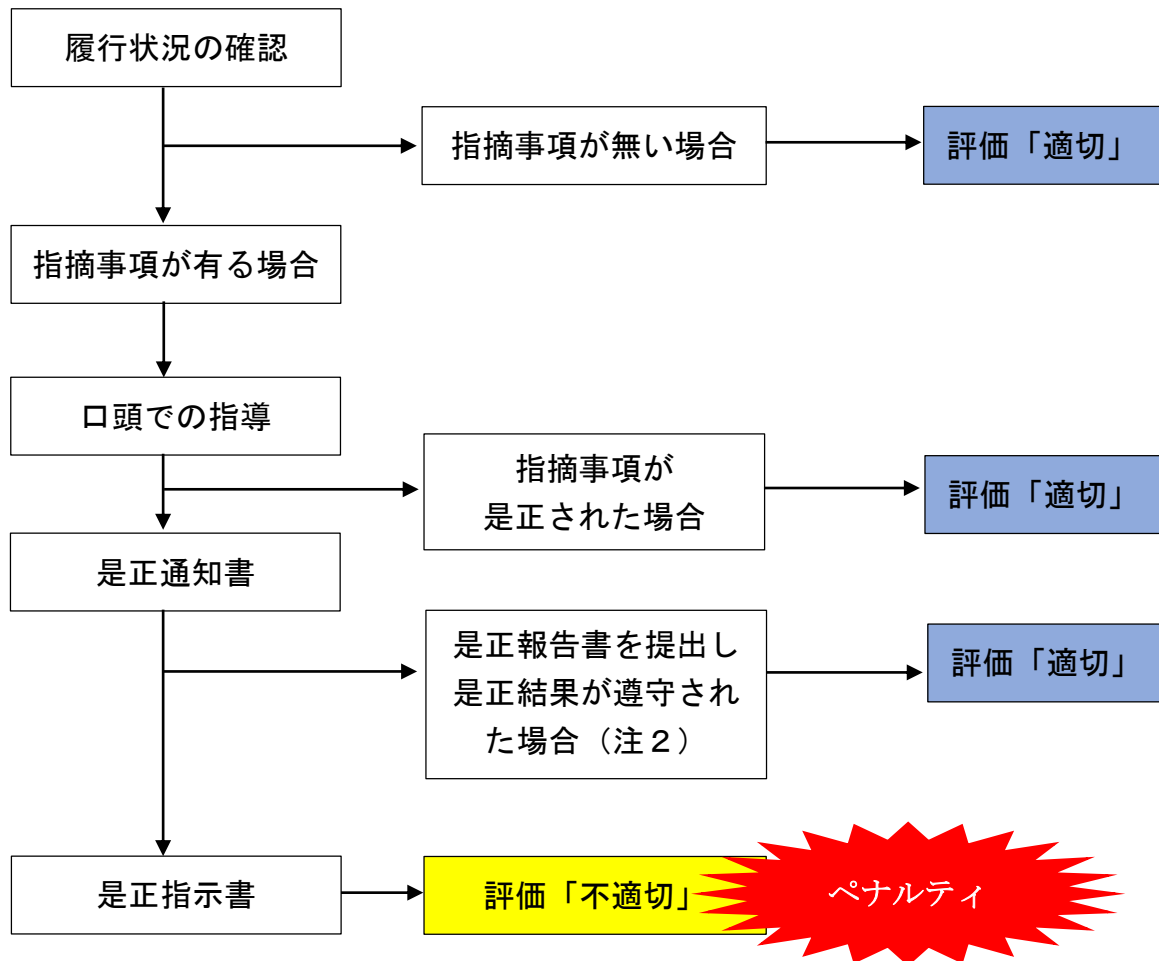
是正指示書の交付を受けた受託者は、是正指示書の交付日から 12 ヶ月間委託業務について競争入札及び随意契約（50 万円以下の見積り）に参加することができません。

【要領】

松山市委託業務評価要領（市ホームページに掲載）

※**市政情報**→**入札・契約**→**要綱・要領等**

【フロー】



（注2）

【履行期間が短期間の場合】

提出した是正報告書に記載した内容を、次に同一業種の委託業務を受託する際には、必ず遵守すること。遵守していない場合には、「是正指示書」を交付する。「是正指示書」の交付を受けた場合はペナルティの対象となる。

【評価制度に関するお問合せ先】

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2

松山市役所 契約課 委託担当

電話：089-948-6455

FAX：089-934-1767

※発注案件に対するお問い合わせは、各事業担当課へ